○市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則

(平成23年3月31日規則第4号)

改正

平成26年 2月24日規則第1号

平成28年 3月24日規則第2号

令和 3年 6月28日規則第5号

令和 4年 3月 3日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和54年条例第13号。以下「条例」という。)による損害補償事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(団員の定員報告)

- 第2条 市町村長は、毎年10月1日現在における非常勤消防団員の定員について関係条例の写を添付の上、10月末日までに組合管理者(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。
 - (災害発生報告)
- 第3条 市町村長は、条例第2条に定める非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防 従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)について、公務等により生じた と認められる災害が発生した場合には、消防団員等災害発生報告書(様式第1号)を速やかに管理者 に提出しなければならない。

(報告書の審査及び通知)

- **第4条** 管理者は、前条の報告書を受理したときは、その災害が公務等により生じたものであるかを速 やかに決定しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定により、その災害が公務等により生じたものであると決定したときは、消防 団員等の公務災害の認定について(様式第2号)により市町村長に通知するとともに、公務災害補償 通知書(様式第3号)を市町村長を経由して、非常勤消防団員等に通知するものとする。

(損害補償費の請求)

- 第5条 市町村長は、損害補償の種類に応じ、消防団員等公務災害補償等共済基金の定める「支払請求書の様式等に関する規程」(昭和49年基金規程第3号。以下「基金規程」という。)第1条及び第2条に基づき、管理者に請求しなければならない。この場合において、損害補償費送金依頼書(様式第4号)を添付するものとする。
- 2 同一の負傷又は疾病に係る療養補償及び休業補償についての前項の請求は、1月ごとに行うものと する。
- 3 第1項に規定する損害補償費送金依頼書には、送金先の通帳の写し(金融機関の名称、支店名、口座番号、口座名義人が確認できる部分)を添付しなければならない。ただし、送金先が医療機関等(病院、薬局、整骨院等)の場合は、口座届出書(様式第4号の2)を金融機関の口座の預金通帳の写しに代えることができる。
- 4 2回目以降の請求において、損害補償の送金先等に変更がない場合は、第1項に規定する損害補償 費送金依頼書の添付を省略することができる。

(損害補償費の決定及び支給)

第6条 管理者は、損害補償の請求書を受理したときは、これを審査決定し、市町村長に通知するとと もに、損害補償費決定通知書(様式第5号)(年金及び介護補償に係るものを除く。)を市町村長を経 由して非常勤消防団員等に通知し、損害補償を行わなければならない。

(年金決定通知書等)

- 第7条 管理者は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給の決定を行ったときは、当該 年金の受給権者に対し、市町村長を経由して年金証書(様式第6号)を交付するものとする。
- 2 管理者は、既に交付した年金証書の記載事項(年金の額に係る記載事項を除く。)を変更するときは、 当該証書と引き換えに新たな年金証書を交付しなければならない。
- 3 管理者は、必要があると認めるときは、年金証書を提出又は提示を求めることができる。
- 4 管理者は、年金の額の改定を行ったときは、市町村長に通知するとともに、市町村長を経由して、 受給権者に対し、書面でその旨を通知するものとする。
- 5 管理者は、年金を支給するときは、その都度市町村長に書面で通知するものとする。
- **第7条の2** 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の 請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、市町村長を経由し 管理者に請求しなければならない。
- 2 前項の請求により年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、 速やかにこれを市町村長を経由して管理者に返納しなければならない。
- **第7条の3** 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、市町村長を経由して遅滞なく、当該年金証書を管理者に返納しなければならない。

(療養の終了報告)

- 第8条 療養補償を受けている非常勤消防団員等は、公務等により生じた負傷又は疾病が治癒したときは、速やかに療養の終了(治癒)報告書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。 (療養の現状報告)
- 第9条 市町村長は、療養補償に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において当該負傷又は疾病が治っていない者について、同日後20日以内に基金規程第4条に定める療養の現状報告書を管理者に提出しなければならない。
- 2 管理者は、市町村長に対して、必要の都度、前項の報告を求めることができる。 (年金受給権者に係る定期報告)
- 第10条 市町村長は、毎年2月1日において、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の受給 権者である者について、毎年1回、2月1日から同月20日までの間に、基金規程第4条の2に定め る年金定期報告書を管理者に提出しなければならない。

(年金に関する異動報告)

- 第11条 市町村長は、年金たる補償を受ける者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、遅滞なく、基金規程第5条に定める年金に関する異動報告書を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 傷病補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき。

- (3) 障害補償年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき。
- (4) 傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者が死亡したとき。
- (5) 条例第13条第1項の規定により遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。
- (6) 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に 増減を生じたとき。
- (7) 条例第12条第4項第1号又は第2号のいずれかーに該当するに至ったとき。
- (8) 条例第14条の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又はその停止が解除される事由が生じたとき。
- (9) 当該補償の事由と同一の事由について条例附則第4条第1項から第4項までに規定する他の法律による年金たる給付が支給されることとなったとき、その給付の額が変更されたとき又はその支給を受けられなくなったとき。

(記録簿)

- **第12条** 管理者は、損害補償に関する記録簿を備え、必要な事項を記載して整理しなければならない。 (雑則)
- 第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和54年4月2日規則第10号)は、廃止する。

附 則(平成26年2月24日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月28日規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式については、当分の間、改正前の様式をもってこれに代えることができる。

附 則(令和4年3月3日規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。